

一関地区広域行政組合大東清掃センター施設周辺自治会等環境保全事業費補助金交付要綱

平成19年5月23日

一関地区広域行政組合告示第18号

(目的)

第1 大東清掃センター建設に伴う公害防止協定の適正な運用に資するとともに、地域住民の生活環境保全を図るため、大東清掃センター施設周辺自治会等が行う環境保全事業に要する経費に対し、予算の範囲内で一関地区広域行政組合補助金交付規則（平成18年一関地区広域行政組合規則第11号。以下「規則」という。）及びこの告示により補助金を交付する。

(補助金交付の対象及び補助額)

第2 第1に規定する補助の対象は、大東清掃センター近隣の自治会等が行う次に掲げる事業に要する経費とし、これに対する補助額は、定額とする。

- (1) 生活環境を保全するために行う防疫事業
- (2) ごみの減量化及び再資源化の奨励を行う事業
- (3) 自治会住民の健康増進に資する事業
- (4) 公衆衛生に関する調査研究、会議及び研修
- (5) その他生活環境の保全に寄与する事業

(申請の取下げ)

第3 規則第2条の規定により準用する一関市補助金交付規則（平成17年一関市規則第52号。以下「一関市規則」という。）第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(前金払の請求)

第4 補助金の前金払を請求しようとするときは、補助金前金払請求書（様式第4号）を管理者に提出しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第5 一関市規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

制定文（抄）

平成19年度分の補助金から適用する。

別表（第5関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期日
一関市規則第4条の規定による書類	補助金交付申請書 1 事業計画書及び収支予算書 2 その他管理者が必要と認める書類	第1号 第2号	別に定める
一関市規則第13条第1項の規定による書類	補助金請求（精算）書 1 事業実績書及び収支精算書 2 その他管理者が必要と認める書類	第3号 第2号	別に定める

様式第1号（別表関係）

年 月 日

一関地区広域行政組合
管理者 様

所在地

名称

代表者

⑩

補 助 金 交 付 申 請 書

年度において、一関地区広域行政組合大東清掃センター施設周辺自治会等環境保全事業費補助金の交付を受けたいので、一関地区広域行政組合補助金交付規則により関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

記

交付申請額 金 円

様式第2号（別表関係）

(1) 事業計画（実績）書

区分	予定（実施）年月日	事業内容

(2) 収支予算（精算）書

収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	

支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	

年 月 日

一関地区広域行政組合
管理者 様

所在地

名称

代表者

㊟

補助金請求（精算）書

年 月 日一関地区広域行政組合指令第 号で補助金交付決定の通知があった一関地区広域行政組合大東清掃センター施設周辺自治会等環境保全事業費補助金について、一関地区広域行政組合補助金交付規則により関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を請求します。

記

補助金請求（精算）額	金	円
補助金交付決定額	金	円
前金払受領済額	金	円

（注） 精算の結果、交付を受ける補助金がない場合は、「補助金の交付を請求」を「精算」と記載すること。

様式第4号（第4関係）

年 月 日

一関地区広域行政組合

管理者 様

所在地

名称

代表者

㊟

補助金前金払請求書

年 月 日付け一関地区広域行政組合指令第 号で補助金交付決定の通知があった一関地区広域行政組合大東清掃センター施設周辺自治会等環境保全事業費補助金について、補助金の前金払を受けたいので、次のとおり請求します。

記

交付決定額	金	円
既交付額	金	円
前金払請求額	金	円

理由